前金	部分払
有	一　回

令和６年度住第９号

津市市営相川西団地Ａ及びＢ遠隔水道メーター改修工事

工事場所	津市　　久居野村町　　地内
工　　期	令和　６年１２月１６日まで
工事概要	遠隔水道メーター改修 電子式水道メーター　１３ｍｍ　２個 電子式水道メーター　２０ｍｍ　３６個 集中検針盤　１か所 ※上記に係る機械設備工事　一式

市営住宅担当参事	市営住宅維持担当副参事	市営住宅維持担当主幹	担当
		検算者　照査責任者	
			設計者

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				
機械設備	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
相川西団地Ａ	1	式		
相川西団地Ｂ	1	式		
計				

相川西団地Ａ

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
給水設備	1	式		
計				

相川西団地Ａ

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
給水設備		1	式		
計					

相川西団地Ａ　給水設備

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
電子式水道ﾒｰﾀｰ	13㎜（ﾊﾟｯｷﾝ等付属材含む） 防水結線及び試験調整費を含む	1	個			
電子式水道ﾒｰﾀｰ	20㎜（ﾊﾟｯｷﾝ等付属材含む） 防水結線及び試験調整費を含む	18	個			
既設水道ﾒｰﾀｰ撤去費		1	式			別紙 00-0001
発生材処分	ｽｸﾗｯﾌﾟ控除、積込、運搬共	1	式			
＜集中検針盤＞						
集中検針盤 （相川西団地Ａ及びＢ集中方式）	40戸用　取替工賃共	1	か所			
計						

相川西団地Ｂ

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
給水設備	1	式		
計				

相川西団地Ｂ

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
給水設備		1	式		
計					

相川西団地Ｂ　給水設備

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
電子式水道ﾒｰﾀｰ	13㎜（ﾊﾟｯｷﾝ等付属材含む） 防水結線及び試験調整費を含む	1	個			
電子式水道ﾒｰﾀｰ	20㎜（ﾊﾟｯｷﾝ等付属材含む） 結線及び試験調整費を含む	18	個			
既設水道ﾒｰﾀｰ撤去費		1	式			別紙 00-0002
計						

相川西団地Ａ　給水設備

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
既設水道ﾒｰﾀｰ撤去費		1	式			別紙 00-0001
既設ﾒｰﾀｰ撤去費	13㎜	1	個			
既設ﾒｰﾀｰ撤去費	20㎜	18	個			
計						

相川西団地Ｂ　給水設備

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
既設水道ﾒｰﾀｰ撤去費		1	式			別紙 00-0002
既設ﾒｰﾀｰ撤去費	13㎜	1	個			
既設ﾒｰﾀｰ撤去費	20㎜	18	個			
計						

特　記　仕　様　書

【積算基準適用に関する事項】
　本事項は、入札参加者の適切な見積に資するため、発注者が用いた積算資料を参考として提示するものです。
・公共建築工事積算基準（平成28年12月20日　国営積第18号）
・公共建築工事共通費積算基準（令和6年3月25日　国営積第11号）

【部分下請負通知書に関する事項】
　受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【現場の管理に関する事項】
　受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。
　なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。
　（名札の例は、「三重県公共工事共通仕様書（令和２年８月版）第１編　共通編」を参照）

【安全対策に関する事項】
　受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。
　工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限にくい止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。
　なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、出入口等に誘導員を配置して事故防止に努めること。

【前払い金に関する事項】
　請負代金の額が１３０万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の１０分の４以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】
　本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。
　なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【工事実績情報の登録に関する事項】
　受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【現場パトロールに関する事項】
当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等の現場パトロールを行うことがある。

【施工体制台帳】
受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【社会保険等未加入対策】
適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

【法定福利費の負担】
法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請負人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。

【完成報告書】
工事完成報告書の提出部数は２部とする。

【木材の調達の目標】
本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。
なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。
注1　「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。
また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。
注2　「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

【鋼材及び建築設備等の調達に関する事項】
受注者の責めに帰すことができない社会情勢等による影響を起因とした事情により、最大限の努力をもってしても、鋼材（高力ボルト等の二次製品を含む。）及び建築設備等（新型コロナウイルス感染症の拡大を含む。）の調達に期間を要する場合は、受注者からの申出により工期延長の協議の対象とする。

【設計変更に関する事項】
設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成３１年３月）を参考とする。
（津市ＨＰ「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

【建設発生土に関する事項】

建設発生土の搬出はありません。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２７年津市訓第７６号）において使用する用語の例による。 １　受注者等の義務 ⑴　本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 ⑵　受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 ⑶　受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 ⑷　受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 ２　入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記１の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 ３　契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 １　下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 ２　資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 ３　建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 ４　業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第２２号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。 １　受注者等の責務 ⑴　関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 ⑵　受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 ⑶　受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 ⑷　受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 ⑸　受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 ⑹　受注者等は、条例第７条第１項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 ２　公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 ⑴　条例第７条第１項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 ⑵　条例第８条第１項の規定による命令に従わないとき。 ⑶　条例第８条第２項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 ⑷　⑴から⑶に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 ⑸　特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例（以下「条例」という。）第６条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 １　津市公契約条例施行規則第８条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 ２　関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 ３　条例第７条第１項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 ４　労働者が条例第９条第１項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 ５　労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 ６　労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 ７　市長等が行う施策に協力すること。

津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書

1　趣旨

津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。

しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生した。

このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。

2　発注者及び受注者の責務

⑴　工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。

⑵　上記⑴以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。

3　定義

⑴　「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表者を含むものとする。

⑵　「不当要求行為等」とは、

ア　正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為

イ　暴力行為、脅迫行為

ウ　正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為

エ　粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為

オ　下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為

カ　アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為

⑶　「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。

4　工事説明の進め方

⑴　発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。

⑵　受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関することを、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関すること以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。

⑶　受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。

⑷　受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。

⑸　工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。

⑹　受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。

５　不当要求行為等

⑴　受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成１８年１月１日規則第６号）第４条第１項第２号に規定する部次長、同条第２号の２項に規定する局次長、同条第２項に規定する所長及び同条第５項第２号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。

⑵　受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。

⑶　受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならない。